

障害者自立支援法の見直しに係る提言（概要）

平成20年11月21日

全国知事会

- 施行後3年を目途に予定されている抜本的な見直しが間近に迫っている「障害者自立支援法」について、全国知事会では、全国の都道府県、市町村を対象に、障害者自立支援法の主として運用上の課題やその改善方策に関する調査を実施したところ。
- この調査結果を踏まえ、障害のある人が真に地域で自立した生活を送ることができるよう、全国知事会として「障害者自立支援法の見直しに係る提言」を行なうものである。

1. 障害者自立支援法の見直しに係る提言の背景

- 障害者自立支援法は従来の制度を大きく変えるものであったにもかかわらず、制度の構想が発表されてから極めて短期間のうちに、関係者による十分な検討を経ないまま制度化された。
- そのため、制度施行直後からサービス利用の抑制や施設等における報酬が減少するなどの問題が続出し、数多くの運用上の問題点や課題が指摘されている。
- こうした現場の実態や、法の施行後3年を目途に予定されている抜本的な見直しが間近に迫っていることを踏まえ、全国知事会では、全国の自治体を対象に、障害者自立支援法の主として運用上の課題やその改善方策に関する調査を実施した。

参考）調査の概要

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1. 期 間 | 平成20年9月29日～10月14日 |
| 2. 対 象 | 都道府県調査・・・47 |
| | 市町村調査・・・1,690（全市町村の約93%） |

- この調査結果を踏まえ、障害のある人が真に地域で自立した生活を送ることができるよう、全国知事会として「障害者自立支援法の見直しに係る提言」を行なうものである。

2. 提言の概要

- 今回の提言は、『障害者の範囲』や『利用者負担』などの制度体系に関わるような大きな5つの提言と、障害者自立支援法に基づく個別のサービスに関する提言から構成されている。
- 特に、県内外の障害のある当事者や、サービス事業者からの指摘を踏まえると、今回の障害者自立支援法の課題は、その多くは、報酬や基準といった運用面での課題となっており、今回の提言においては、それらの課題が見逃されることがないように、個別のサービスに係る課題について、かなり詳細に踏み込んで提言を行っている。

【具体的な提言内容】

●障害者の範囲

現在、障害福祉サービスを必要としていながら、実態として法の対象外となっている発達障害者や高次脳機能障害者等がサービスを受けることができるようにすること

●利用者負担

現在、暫定的な措置とされている利用者負担軽減策についてその効果を適切に検証、評価し、必要な見直しを行なった上で恒久化を図ること。また、制度そのものを分かりやすいものとする

●障害程度区分認定

障害程度区分認定の認定審査項目の見直しに当たっては、現行の三障害共通の認定審査項目を基本としつつ、各障害の特性を反映するための項目を追加するよう検討すること

●事業者の経営基盤強化

報酬単価は経営実態調査の結果を踏まえ、サービスの質の向上、良質な人材確保、及び事業者の経営安定化の観点から、適切な水準に改定すること

●地域生活支援事業

市町村の必須事業として位置付けられている地域生活支援事業について、市町村間で大きな格差が生じていることから、国において各事業の実施方法や単価についての標準的なモデル等を示すこと。また、国において十分な財源確保を図ること

●各サービスについて

○居宅系訪問サービスについて

- ・重度訪問介護及び居宅介護（家事援助）を中心に報酬を見直すこと

○介護系施設サービスについて（生活介護・療養介護）

- ・障害程度区分のみによるサービスの利用制限の見直しを図ること
- ・利用者個人の障害程度区分に応じた報酬制度に見直すこと

○訓練系施設サービスについて（自立訓練・就労継続支援・就労移行支援）

- ・標準利用期間については延長可能にする等、柔軟な制度にすること
- ・就労移行支援事業者の行う職場への定着支援などの支援について報酬上評価すること
- ・利用者の一般就労に対し、インセンティブを検討すること

○居住系サービスについて（共同生活介護・共同生活援助）

- ・小規模の事業所でも安定した運営ができるよう、現状を十分に把握した上で、報酬単価の見直しを検討すること
- ・夜間支援員の制度化など夜間支援体制の強化を図るよう、報酬体系と併せて検討すること
- ・身体障害者についても共同生活介護・共同生活援助の利用を認めること

○施設入所支援について（施設入所支援・短期入所）

- ・施設入所の要件については、障害程度区分のみでなく、サービス利用の必要性を個別に判断する制度にすること
- ・日中支援と夜間支援のバランスを勘案し、報酬の見直しを行うこと
- ・短期入所のあり方全般を見直すとともに、夜間預かりのみのサービス体系を検討すること。
- ・医療的ケアが必要な重症心身障害児・者の短期入所の報酬を実態と見合ったものとする

○指定相談支援について

- ・サービス利用計画作成費の支給対象者の範囲を拡大すること
- ・サービス利用計画の作成について、アセスメントを行なった時点から報酬を算定するよう見直すこと

○児童デイサービスについて

- ・児童デイサービス（Ⅱ）について、単価を見直した上で継続して事業が行われるようにすること。
- ・利用者の必要性に応じ、専門職員の配置が可能となるよう、報酬上の加算として制度化すること

○その他

- ・当日になって来所を取り止める利用者や長期間利用がない利用者等に対する、家族との調整等の支援について、報酬上評価すること